

ひたちなか市教育委員会会議録

平成29年 第4回 ひたちなか市教育委員会3月臨時会 会議録					
平成29年3月24日		開会 午後3時00分		閉会 午後4時15分	
○場 所	本庁第3分庁舎 防災会議室3				
○出席委員	教育長 木下 正善	委 員 小田島 俊夫	委 員 石田 厚子		委 員 白石 愛子
○欠席委員				委 員 西野 信弘	
○会議に出席 した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			根本 宣好	出席
	総務課長			湯浅 博人	出席
	参事（教育担当）			橋本 清文	出席
	参事兼指導課長			関口 拓生	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			箱崎 勝子	出席
	青少年課長			堀江 貴美代	出席
	中央図書館長			笹沼 義孝	出席
	○事務局員	総務課係長			狩谷 智則
総務課主幹			黒澤 一彦	出席	
○議 事					
1 議案	協議事項2	ひたちなか市1号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則制定（案）について【公開】			
	議案第3号	ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第4号	ひたちなか市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定について【公開】			
	議案第5号	ひたちなか市就学援助費交付規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第6号	ひたちなか市文化財専門委員の委嘱について【公開】			
	議案第7号	ひたちなか市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について【公開】			
	議案第8号	ひたちなか市職員の異動について【非公開】			
	議案第9号	ひたちなか市立幼稚園長の任命について【非公開】			
	議案第10号	ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
2 その他	(1)	3月定例市議会における教育委員会関係一般質問等について【公開】			

平成29年第4回ひたちなか市
教育委員会3月臨時会会議録

開会 15:00

教育長 (あいさつ、開会の宣言)

議案第8号 ひたちなか市職員の異動について

議案第9号 ひたちなか市立幼稚園長の任命について

* 関連する項目なので一括協議。

教育長 議案第8号「県費負担教職員の人事の内申について」、議案第9号「ひたちなか市立幼稚園長の任命について」は、公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため、非公開にしたいと思います。

非公開にするときは、討論を行わないでその可否を決定しなければならないとされていますので、この案件を非公開とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員が挙手)

教育長 賛成の方が出席委員の2/3を超えましたので、非公開とします。

(議案第8号、議案第9号について内容説明、審議)

* 議案第8号 ひたちなか市職員の異動について、議案第9号 ひたちなか市立幼稚園長の任命について、の2件は全員一致で承認されました。

協議事項2 ひたちなか市1号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則制定(案)について

議案第3号 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について

* 関連する項目なので一括協議。

学務課長 まず、「協議事項2 ひたちなか市1号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則制定(案)」について、

ご説明いたします。本規則は子ども・子育て支援制度に移行した幼稚園や認定こども園を利用する1号認定の子どもにかかる利用者負担額について、所得階層区分毎に定めているものでありますが、今回の改正は、多子世帯等の保護者負担の軽減を図る観点から、市民税非課税世帯である第2階層と、市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯である第3階層の負担軽減措置が拡大されることとなるため、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴いまして、併せて市が定める利用者負担額の見直しを行うものであります。

改正内容としては、まず市民税非課税世帯である第2階層における第2子について現行の1,500円を無償化とします。また、年収360万円未満相当、課税額で言いますと77,100円以下の世帯である第3階層については、第1子、第2子とも国の基準額の改正は行われますが、市の基準額は既に改正後の国の基準額より下回っていますので、今回改正は行いません。一方、第3階層のうちひとり親世帯等については、国の基準額の改正に準じ、現行の7,500円を3,000円に改正しようとするものであります。

ここまで説明しましたのは、1号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用者負担額の改正案でありますけれども、同様に市立幼稚園の授業料についても見直しが必要となりますので、「議案第3号 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について」提案させていただきます。

こちらについて、まず第2階層における第2子については、国の基準額が改正されることに対し、現行の金額は0円であり、既に国の改正後の基準額を下回っていますので、改正は行いません。また、第3階層における第1子、第2子についても、現行の基準額が国の改正後の基準額を下回っていますので、改正は行いませんが、第3階層におけるひとり親世帯等については、国の基準額に準じ、現行の5,800円を3,000円に改正しようとするものであります。

なお、国の政令改正の施行期日が平成29年4月1日に予定されておりますことから、協議事項2の市規則、議案第3号の教育委員会規則ともに施行期日は平成29年4月1日として提案いたします。

【質疑、意見等】

小田島委員 (協議事項2について) 国の基準額と市の基準額とで差があるわけですが、これは市として優遇策を大きくとっている、ということですか。

学務課長 1号認定の利用者負担額については、(新制度に移行した)私立幼稚園、認定こども園に通っているお子さんの利用者負担額でありまして、こちらは国が定める公定価格(基準額)がありまして、それに沿った市の考えを定めた利用者負担額というのがあります。国の基準額は25,700円で、これは最も高い階層の区分の金額なのですが、これに比べて、本市においては20,500

円としており、国の基準額を大きく下回っています。そこが、第5階層でありまして、そのほかは順次、階層に応じて金額が下がっております。本市として、国の基準額より下回っている利用者負担額を定めていますことから、今回の国の基準額が改正され金額が下がったとしても、既に下回っている階層の基準額について改正は行わないということになります。

小田島委員
学務課長

市として力を入れて優遇していく、ということですか。

公定価格と同額の基準額を採用していない、ということは、市として財源を充ててその分の利用者負担を下げている、といった政策的な判断が入っておりますので、利用者負担については、各市町村で独自の判断のもとに、それぞれの市町村が定めているのでバラつきはありますけれども、国と同じ基準額を採用している市町村は実際には少ない状況です。

- * 協議事項2 ひたちなか市1号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則制定（案）について、議案第3号 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について、の2件は全員一致で承認されました。

議案第4号 ひたちなか市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定について

指導課長

ひたちなか市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定について、ご説明いたします。本市は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法の規定に基づき策定した、ひたちなか市いじめ防止基本方針において、組織体制の整備を施策の一つとして掲げておりますが、本要綱は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための組織として、いじめ問題対策連絡協議会を設置するにあたり、必要な事項を定めようとするものです。なお、ここでいういじめ防止等とは、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいいます。なお、既にいじめ問題対策連絡協議会については、昨年準備会を行っていますが、本案件を承認いただいた際は、来年度から正式に進めていくこととなります。

まず本要綱案は第1条において、「いじめの防止等に関係する機関及び団体の情報共有及び連携を図るため、ひたちなか市いじめ問題対策連絡協議会を設置する」と定めております。また、第2条で所掌事務を定め、第3条で組織について「委員20名以内をもって組織する」旨を規定し、第4条でその委員の構成について定めています。さらに、第5条では会長及び副会長の選出方法とその職務について、第6条では会議の運営等について、第7条では連絡協議会の庶務について、それぞれ規定しております。なお、本要綱案に規定していませんが、委員の報償については月額6,000円を予定してい

ます。

小田島委員 (前回審議の) ひたちなか市いじめ問題調査委員会及びひたちなか市いじめ再調査委員会条例案については、今回制定されたのですか。

指導課長 まだ議会の会期中ですので正式にはまだですが、先日の文教福祉委員会において本条例案が審議され、可決されたところです。

* 議案第4号 ひたちなか市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱について、は全員一致で承認されました。

議案第5号 ひたちなか市就学援助費交付規則の一部を改正する規則制定について

学務課長 ひたちなか市就学援助費交付規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。この規則は、学校教育法第19条の規定に基づき支給される援助(以下「就学援助費」という。)について定めていますが、今般、県からの通知又は他市の教育委員会との協議により、運用上交付対象者として取り扱っていた者を就学援助費の交付対象者として明記し、交付対象者の規定を明確化する改正を行おうとするものです。また、新たに児童・生徒会費及びPTA会費を就学援助費の対象として追加し、あわせて、文言の整理を行おうとするものです。

改正内容として、現行の規定では、交付対象者は「市内に住所を有し、市立小学校又は中学校に在学する児童及び生徒の保護者」のみを定めておりましたが、実際には区域外就学によって、住所がひたちなか市外にあっても、ひたちなか市内の小中学校に在学する例はあります。これらの区域外就学については、これまで県からの通知を受け相手の市町村教育委員会との協議により、運用上交付対象者として取り扱っていましたが、今回、次のように明記する形で改正しようとするものです。

- (1) 市内に住所を有し、市内の公立小学校又は中学校(以下「公立学校等」という。)に在学する児童及び生徒の保護者
- (2) 市内に住所を有し、市外の公立学校等に在学する児童及び生徒の保護者であって、当該学校の所在する市町村から学校教育法第19条の規定による就学援助の支給を受けていないもの
- (3) 市外に住所を有し、市内の公立学校等に在学する児童及び生徒の保護者であって、当該住所地の市町村から学校教育法第19条の規定による就学援助の支給を受けていないもの

また、就学援助費の種類については、新たに児童・生徒会費とPTA会費を追加しようとするものであります。また、クラブ活動費については、現行規定に記載しながら、実際には支給対象とはしておりませんでした。平成29年度からは、追加する2つの費目に加えて、支給対象としてまいりたいと考えております。

なお、支給額としまして、児童・生徒会費については年額で小学校が4,570円、中学校が5,450円、PTA会費については年額で小学校が3,380円、中学校が4,190円、またクラブ活動費については小学校が2,710円、中学校が29,600円をそれぞれ上限とした実費額を支給しようと考えております。この上限額の考え方については、国の補助制度である要保護の児童生徒に対する就学援助がありますが、こちらの補助対象の基準額と同様の金額ということで設定をしております。対象とする経費については、児童生徒が一律に負担することになる費用を対象としまして、学校にその内容を確認したうえで、今後、支給に向けての事務を行ってまいりたいと考えております。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第5号 ひたちなか市就学援助費交付規則の一部を改正する規則制定について、は全員一致で承認されました。

議案第6号 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について

総務課長 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について、ご説明いたします。

専門委員の先生方の委嘱は、ひたちなか市文化財調査専門委員設置規則第3条において、「専門委員は文化財の調査に関し、学識経験を有する者のうちからそれぞれの調査について専門領域ごと必要に応じて教育委員会が委嘱する」と規定されており、また職務としては、同規則第2条第1項において「考古、歴史、民俗、動植物等の文化財の調査における一の調査の専門的業務を総括し、調査員等を指揮して調査に当たる」として、現在4名の先生方を委嘱しているところです。今回の委嘱につきましては、昨年度同様、4名の先生方を再任する形で委嘱したいと考えております。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第6号 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について、は全員一致で承認されました。

議案第7号 ひたちなか市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

学務課長 ひたちなか市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、ご説明いたします。本案件は、ひたちなか市立学校管理規則第24条の規定に基づきまして、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期満了に伴う後任者を委嘱しようとするものです。今回、11の小中学校において新任、再任合わせて計9名の先生方を委嘱しようと考えておりますが、このうち長堀小学校と那珂湊第二小学校については、児童数の他校とのバランスを考慮しまして、学校医の数をそれぞれ1名減としております。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第5号 ひたちなか市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、は全員一致で承認されました。

議案第10号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について

総務課長 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。今般、組織改編により学務課の係制が廃止されることから、本規則中の組織等の規定について、所要の改正を行おうとするものです。

改正内容としましては、第3条中の学務課の項に学務係、保健係が載っておりましたが、こちらが係制の廃止に伴い削除となります。それに伴って、別表第1の学務課の分掌事務についても、学務係と保健係の分掌事務を統合するものであり、このほか文言の整理を行おうとするものです。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第10号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、は全員一致で承認されました。

その他（1）3月定例市議会における教育委員会関係一般質問等について

教育次長 3月定例市議会における教育委員会関連の事項についてですが、まず始めに平成29年度施政方針について、ご説明いたします。施政方針は、市長が新年度にあたって議会に提出する予算等の説明に先立って、市政運営に関する所信の一端を述べる形になっており、41頁にわたりますが、その中から教育委員会

所管に該当するものについて、ご説明いたします。

まず、前段としまして、日本国内の社会情勢、世界の社会・経済状況、我が国における経済の状況、政府の取組み等が述べられており、続いて新年度の市政運営への取組み、本市の財政状況、29年度予算案についての説明がされています。また、施政方針の中では6つの基本的な柱を掲げており、うち教育委員会関係の取組みが述べられているところは、主に次の項目となります。

「災害に強く安全安心に暮らせるまちづくりの推進」のところでは、学校施設の耐震化の状況を述べていまして、勝倉及び三反田小学校についても平成30年度完了の見込みとなり、これらの整備をもって本市の全ての学校施設の耐震化が完了します、と述べています。

「子育て支援と教育の充実」のところでは、教育行政としまして、「子どもたちの学力や人間性、健やかな身体を育むための取組や学校設備等の教育環境の充実などを推進する」とともに、いじめ・非行防止などに取り組む旨を述べています。具体的には、スマイルスタディ・サポーター、英語指導助手、わくわくサイエンス・サポーター等の事業を挙げるほか、ICT教育の推進として、教育用タブレット端末等を全小中学校に導入することを述べています。

また、小中学校の校舎やプール管理棟などのトイレ改修、障害のある児童・生徒への支援に取り組むほか、不登校児童・生徒への対応としまして、適応指導教室「いちょう広場」やいじめ・不登校相談センターにおける取組みのほか、カウンセリングアドバイザーや、心の教室相談員、絆サポーターの配置等について述べています。さらに、放課後の空き教室を利用した学習支援として、小学校5・6年生を対象に取り組むことや、先ほどご承認いただいた就学援助費の拡大について述べています。このほか、学童クラブや青少年育成事業の取組み、中央図書館の老朽化に伴う建替え検討、佐野図書館については佐和駅東土地地区画整理事業に合わせて行う駐車場等の外構工事について述べています。

「自立と協働のまちづくりと行財政改革の推進」のところでは、那珂湊支所の新庁舎整備に関連して、新庁舎の中に地域の歴史や市民の活動に関連する展示スペースを設ける旨を述べています。ここまでは、簡単ではありますが、施政方針の概要となります。

続きまして、3月定例市議会における一般質問のうち教育行政に関する質問として、3人の議員から質問がありました。井坂議員については、持ち時間である1時間を超過したことから、教育行政についての質問には至りませんでした。今回、2人の議員からの質問がありましたことについて、ご説明します。

○ 大内聖仁議員からの質問

「公立保育所と公立幼稚園について」のご質問であります。内容としましては、公立幼稚園においては保育所で行っているような延長保育（私立幼

稚園でいう預かり保育)を始める考えはないか、という趣旨のご質問でした。これに対しまして、保護者の就労等により家庭で保育をすることができない子どもについては保育所でお預かりし、それ以外の家庭での保育が可能な子どもは、希望により幼稚園でお預かりしますので、本市の公立幼稚園で預かり保育を実施する考えはない旨の答弁をいたしました。

○ 宇田議員からの質問

まず、「真に「生活の場」としての放課後児童クラブの充実について」、1点目は障がいのある子への支援体制についてのご質問でしたが、集団生活の中で、時として不安定な状況になる場合などを想定して、事前に学校と調整し、子どもを落ち着かせるための場所を確保している旨を答弁しました。2点目は、(障害などにより特に配慮を)必要とする子に安定した生活の場を求める、ということで、特に6年生までの受け入れについてのご質問でしたが、本市では、1年生から4年生までは周囲の見守りや指導により自主性や自立性が育つ時期であり、5、6年生は放課後を自ら律し生活することで自律性と社会性を育む時期である、という考えから、今のところその予定はない旨を答弁いたしました。

また、「小中一貫校の問題点を問う」としまして、1点目は、最高学年が9年生(中学3年生)になるため、小学校高学年の5、6年生がリーダーシップを発揮できないのではないか、ということについてのご質問でしたが、それについては、様々な教育課程の区切りと捉えること、異学年交流などの体験を通してリーダーシップを育むことは十分可能であることなどを説明いたしました。2点目は、5、6年生から教科担任制を導入することにより、担任不在の時間が長くなることから、不測の事態が起こらないか、というご質問でした。これに対しまして、本市においては、既に教科担任制を実施している小学校もあり多く成果を上げていること、より専門的な指導を充実させることで学習意欲や学力の向上が期待できること、さらに複数の教員が指導にあたり対応できることを説明したうえで、今後も発達段階を十分考慮し、より効果的な教科担任制の導入について検討してまいりたい旨の答弁をいたしました。

次の代表質問については、市長が述べた施政方針の内容についての確認質問でありまして、今回、3党派より質問のあった内容は次のとおりです。

○ 清水立雄議員(ふるさと21)からの質問

「子育て支援と教育の充実について」

- ・少人数学級とティーム・ティーチングについて
- ・「総合的な力」とは何か。どのように身に付けさせるのか。
- ・教育用タブレット端末の全小中学校への導入について

- ・「いじめ・非行の未然防止」について
 - ・放課後の空き教室利用について
 - ・学童クラブについて
- 深谷議員（日新クラブ）からの質問
「子育て支援と教育の充実について」
- ・教育行政について（学習指導要領改正案に関する教育長の所見について）
 - ・ICT教育の推進について（全小中学校への教育用タブレット導入について。先生への指導方法、活用方法及び開始時期について）
 - ・学習支援について（小学校5・6年生対象の学習支援について）
 - ・学童クラブについて（支援員体制、利用時間、利用者負担などの見直しについて。平成29年度の学童クラブ利用者見通しと課題について）
- 雨澤議員（公明党議員団）からの質問
「子育て支援と教育の充実について」
- ・不登校児童・生徒への対応について

以上、3月定例市議会における一般質問等の内容についての説明を終わります。

【質疑、意見等】

小田島委員

（代表質問において）タブレット端末の導入や、学習支援について質問があったようですが、議員さんの受け止め方として、どのような意図での質問だったのですか。

教育次長

まず、タブレット端末の導入については、たくさんの質問をいただいておりますが、印象としては概ね好意的に捉えての質問だったように思います。タブレット端末について、どのような使い方をするのか、先生たちの研修も必要と思うがどういうふうにするのか、などのご質問をいただきました。それに対しまして、例えば、図形について学習する場合、黒板で図形を立体的に描くことは容易ではありませんが、電子機器を使いますと、図形を立体的に見ることができるし、あるいは面積を求める時でも、図形を切り取って2つの面積を足し合わせるようなことも可能になるなど、従来の黒板を使う授業より、はるかに効率的に、あるいは子どもたちの興味を引くような授業展開ができる、といった内容の答弁をしたところです。

また、学習支援については、家庭における生活環境が児童の学習の遅れにつながるケースがあることから、教育委員会・学校・市の福祉部門・市民が連携し、小学5・6年生を対象に学習支援を行う事業でありまして、こちらも議員の方々から好意的に受け止めていただいたように思います。学習支援

について、実際どのように取り組むのか、などのご質問をいただきましたが、答弁としましては、放課後の学校の空き教室として多目的室や図書室などを活用して学習支援を行うこと、支援体制としては退職した教員や大学生、一般市民の方々を「学習ボランティア」という形で指導にあたっていただくこと、平成29年度は市内小学校のうち三反田小、田彦小、那珂湊第三小、平磯小の4校において週1回程度実施することなどを述べたところであります。

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 16:15